

第59回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 次 第

日 時：令和3年6月18日（金）13時～

場 所：県庁12階大会議室

議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. 香川県広域集団接種センターの設置・運営について
4. 検査体制の強化について
5. その他

香川県の現状

【6/1～感染拡大防止集中対策期】

直近 1 週間の 累積新規感染者数	先週 1 週間の 累積新規感染者数
20人	35人

6月 累積新規感染者数 (6月17日現在)	5月 累積新規感染者数
70人	730人

指 標	6月17日現在
① 直近 1 週間の累積新規感染者数 (対人口 10 万人)	10万人当たり 2.1人 <直近 1 週間 (6/11～6/17) 20人 >
② 感染経路不明者数 の割合	60.0% <①の 20人 のうち感染経路不明は 12人 >
③ 直近 1 週間と先週 1 週間の比較	0.6 <先週 1 週間 6/4～6/10) 35人 >
④医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	17.0% <入院患者 39人 / 病床230床>
〃 (入院医療：入院率)	78.0% <入院患者 39人 / 療養者数 50人 >
〃 (重症者用病床：確保病床の使用率)	10.7% <重症患者 3人 / 病床28床>
⑤ 療養者数 (対人口 10 万人)	10万人当たり 5.2人 < 50人 [入院 39人、宿泊療養等 11人] >
⑥ 直近 1 週間の P C R 陽性率	0.7% <陽性 20人 / 検査数 3054人 >

(参考) 国分科会提言 (R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1 週間 10 万人当たり 15人以上	1 週間 10 万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

1 医療従事者向け優先接種

- 1) 対象者 39,512人
- 2) 接種開始 3月8日
- 3) 接種場所 基本型 20施設 連携型 303施設 (4月30日現在)
- 4) 接種状況 1回目: 46,085回 2回目: 37,249回 (6月16日時点)
※接種完了に向けて関係機関に確認中
- 5) 配送状況 配送済み 78,780回分 (5月16日をもって全量配布完了)

2 高齢者向け優先接種

- 1) 対象者 301,588人 (65歳以上人口 ※令和2年1月)
- 2) 接種開始 4月12日
- 3) 接種場所 集団接種 (特設会場)、個別接種 (医療機関)
- 4) 接種状況 1回目: 131,546回 (43.62%) 2回目: 37,842回 (12.55%) ※6月16日時点
- 5) 配送状況 配送済み 536,250回分 (6月18日まで)
配送予定 128,700回分 (6月19日~7月4日)

※国は6月中に全高齢者の2回分を配分し、7月末までに接種を終える方針

※県内においては、全市町が7月末までに高齢者向け接種を完了する見込み

- 6) 県の支援状況
 - ・接種に当たる医療従事者の派遣について、香川大学医学部附属病院及び香川県歯科医師会など関係機関に依頼
 - ・香川大学医学部附属病院から、研修医等の派遣のお申し出があり、小豆島町に延べ34人の研修医を派遣いただいております、さぬき市に延べ12人の医師を派遣いただいております。

知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願い ～お一人お一人が高い意識を持って、感染防止対策の徹底を～

本県では、4月上旬、そして5月上旬から中旬にかけて、いわゆる「感染急拡大」の状況となりましたが、警戒レベルを最高レベルの「緊急事態対策期」まで順次引き上げ、県民の皆さまには、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や、混雑している場所や時間を避けて行動することなどについて、また、事業者の皆さまには、業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策の実践をはじめ、4次にわたる飲食店への営業時間の短縮や、集客施設における集客イベント実施の慎重な検討などについて協力要請を行うほか、県外からの集客が見込まれる県有施設等を休館・休園、利用自粛とするなど、感染拡大の防止に向けた対策を講じてまいりました。

多くの県民の皆さま、事業者の皆さまが、各種の対策にご理解、ご協力いただいておりますことに対して、改めて心から感謝申し上げますとともに、現在も感染者の検査、治療に当たられている医療従事者の皆さまにも、厚く御礼申し上げます。

近県を含む全国の新規感染者数は減少傾向にあり、20日までの「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」について、「緊急事態宣言」が延長される沖縄県を除き、他の都道府県はその解除や「まん延防止等重点措置」への移行が国において決定されました。

このような中、このところの県内の直近1週間の累積新規感染者数は30人から20人台を推移し、国の分科会提言における指標及び目安のステージⅡ、香川県対処方針の対策期では「感染警戒期」レベル相当まで減少し、一時、約63%までになった医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率は、17%から15%前後の水準となっております。ただし、いずれの指標も感染が急拡大した3月末以前の水準までは下がりきっておらず、特に確保病床使用率は国のステージⅢの目安20%をようやく下回ったところであり、感染の下降局面では、医療提供体制に支障をきたさないよう、より慎重に指標を見極める必要があることなども踏まえ、6月21日（月）以降、本県の警戒レベルについては、現在の「感染拡大防止集中対策期」から「感染拡大防止対策期」への1段階の移行とすることといたします。

「感染拡大防止対策期」においては、引き続き、県民の皆さまには、不要不急の外出や他の都道府県との不要不急の往来を慎重に検討していただくことや、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えていただくことなどについてお願いするとともに、事業者の皆さまには、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底されるよう、また、飲食店の皆さまには、感染拡大防止を図るための「かがわ安心飲食店認証」を積極的に取得されるようお願いすることといたします。

この「感染拡大防止対策期」の期間については、全国の状況を踏まえ、7月11日（日）までといたしますが、今後、変異株の影響等により再び感染が急拡大し、本県の医療提供体制への負荷がかかることがないよう、お一人お一人が油断せず、高い意識を持って、感染防止対策の徹底に努めていただく必要がありますので、県民の皆さまのご協力をお願いいたします。

また、ワクチン接種につきましては、現在、市町において、高齢者に対する接種を推進しているところではありますが、県としても、7月10日から広域集団接種センターを設置・運営し、高齢者や障害者施設の従事者や教職員等を対象に、先行して実施することで、県全体のワクチン接種を加速化してまいりたいと考えております。

私としましては、ワクチン接種の実施等により所期の効果が得られ、一日も早く社会経済が回復するよう、国、各市町とも連携し、県民の皆さま、事業者の皆さまと一緒に全力で取り組んでまいります。

どうか、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようあわせてお願いいたします。

令和3年6月18日

香川県知事 浜田 恵 造

感染拡大防止対策期における対策（6月21日以降）について

令和3年6月18日

○対策期間：6月21日（月）～7月11日（日）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項等）

（1）外出について

- 県内における不要不急の外出については、慎重に検討するよう協力要請
 - 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるよう協力要請
 - 他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討するよう協力要請
また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあっては、特に慎重に検討するよう協力要請
 - 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
 - 国の「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象区域である都道府県との不要不急の往来自粛を協力要請
 - 県外から本県へ来県される方に、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう働きかけ
 - 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
別添1：気をつけていただきたいこと
 - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
 - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
別添2（省略）：業種別ガイドライン
 - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
 - 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」（注）を積極的に利用することを協力要請
別添3（省略）：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

（2）新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
別添4：「人の接触を8割減らす10のポイント」
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 別添5**：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
別添6：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項等）

- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとるよう働きかけ
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請
別添2（再掲）：業種別ガイドライン
別添7：今後における適切な感染防止対策
別添8：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

- 適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」(注)を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添3 (再掲) : かがわコロナお知らせシステム

別添9 : 掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

- 在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請
- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請
- 時差出勤、昼休みの時差取得、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請
- 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請
 - ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
 - ・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること
 - ・手洗い・手指消毒を徹底すること
 - ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
 - ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
 - ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

3. 催物(イベント等)の開催(法第24条第9項)

- 催物(イベント等)の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請
協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添10 : 催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添11 : 催物(イベント等)の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

- 適切な感染防止対策を講じた上で開館。

5. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により出勤抑制等の接触機会の低減に取り組む。

6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

(別紙(省略):「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」)

(注) LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」は現在、一時利用を停止しています。

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対応方針

令和2年 5月15日
 令和2年 8月21日改正
 令和2年12月8日改正
 令和3年 1月8日改正
 令和3年 3月31日改正
 令和3年 4月3日改正
 令和3年 4月19日改正
 令和3年 5月8日改正

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期	
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態（国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定）	
移行基準	感染の状況	①直近1週間の累積新規感染者数（直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数）	—	5人程度以上（0.5人以上）	24人程度以上（2.5人以上）	48人程度以上（5人以上）	96人程度以上（10人以上）	239人程度以上（25人以上）
		②感染経路不明者数の割合	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
		③直近1週間と先週1週間の比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1週間より多い	直近1週間が先週1週間より多い
	医療提供体制等の負荷	④医療のひっ迫具合（入院医療）	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
		“ ”（重症者用病床）	—	—	—	—	入院率40%以下	入院率25%以下
	⑤療養者数（人口10万人当たりの全療養者数※）※入院者、自宅・宿泊療養者等を含めた数	—	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
監視体制	⑥直近1週間のPCR陽性率	—	—	—	—	5%以上	10%以上	
解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間（少なくとも2週間）経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断					
○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況に加え、国において示す早期探知のための指標などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討 ○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討 ○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討								
共通事項（※1 ※2）		3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「かがわコロナお知らせシステム」・「接触確認アプリ（COCOA）」のインストール・積極的活用						
対応方針	県民への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ①不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える	（1）の対策の徹底	【法24⑨による要請】 ・（1）の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法24⑩による要請】 ・（1）②③の対策の徹底に加え、不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討。国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法24⑨又は法31の6②による要請】 ・（4）の対策に加え、他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短要請した時間以降、飲食店に出入りしないよう要請することを検討	【法24⑨、法31の6②又は法45①による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討 ・「緊急事態宣言対象区域」等となった場合には、「緊急事態措置」等として、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（特に夜間の自粛の徹底）について要請を検討	
	事業者への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ・「業種別ガイドライン」等の徹底、遵守様式の掲示 ・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤の推進 ・座席間確保や執務オフィスの分散		【法24⑨による要請】 ・（1）の対策の強力な推進	【法24⑩による要請】 ・（3）の対策と同様	【法24⑨又は法31の6①による要請】 ・（3）の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	【法24⑨、法31の6②又は法45①による要請】 ・（5）の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請等を検討	
	イベント等の開催（※3）	【法に基づかない協力依頼】 ・「催物（イベント等）の開催に当たっての留意事項」や「新しい生活様式」、「業種別ガイドライン」等に基づく適切な感染防止対策の徹底を前提に開催		【法24⑨による要請】 ・（2）の対策と同様	【法24⑩による要請】 ・（2）の対策と同様	【法24⑨又は法31の6①による要請】 ・（2）の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	【法24⑨、法31の6②又は法45①による要請】 ・（5）の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	
	県有施設等における対応	・適切な感染防止対策を講じた上で開催		・（2）の対策と同様	・（2）の対策と同様	・（2）の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短を検討	・（5）の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、時短等を検討	
○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用 ※2 時短等を要請する場合は、県内の感染状況や基本的対応方針等を考慮して判断 ※3 イベント等の開催については、国の基本的対応方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対応方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討								

◇目的

県が広域集団接種センターを設置・運営し、各市町における接種と並行実施することで、早期のワクチン接種の推進と接種の加速化を図る。

◇実施内容

【高松会場】

- ・会場：香川大学体育館（高松市幸町）
- ・接種期間：7月19日（月）から9月12日（日）までの8週間（毎日）
- ・接種回数：720回／日（5,040回／週）
※高松会場については、県職員の医師、看護師等を活用し、7月10日（土）から7月18日（日）までの土日に先行実施（540回／日）
- ・接種人数：約21,000人（2回接種）
- ・対象者：高齢者・障害者施設等の従事者、小・中・高等学校等の教職員、保育所、こども園等の職員
- ・使用するワクチン：武田／モデルナ社ワクチン

【中西讃会場】

- ・会場：四国学院大学体育館（善通寺市文京町）
- ・接種期間：7月19日（月）から9月12日（日）までの8週間（毎日）
- ・接種回数：360回／日（2,520回／週）
- ・接種人数：約10,000人（2回接種）
- ・対象者：高松会場と同じ
- ・使用するワクチン：武田／モデルナ社ワクチン

緊急最大時の検査需要を踏まえた検査体制の強化について

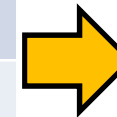
1. 検査需要

緊急最大時需要	根 拠
3,684 件／日	<ul style="list-style-type: none"> ・昨冬最大の患者が発生した日の実績等の2倍を想定(1,464件) ・別途、高齢者施設、障害者施設等に係る一斉検査の件数を想定(2,220件)(県外検査機関)

2. 検査分析の状況

(件／日)

	現 状		強化後(※)
	通常時	緊急最大時	緊急最大時
検査能力(合計)	1,870	3,954	4,814
環境保健研究センター	144	297	297
民間検査機関	208	338	738
医療機関等	418	819	1,279
(県内分小計)	(770)	(1,454)	(2,314)
その他県外検査機関	1,100	2,500	2,500



※ PCR検査機器整備事業(令和3年度6月補正予算案上程)実施後の見込み(抗原簡易キットによる検査能力は除外)



令和3年6月18日
部署名：交流推進部観光振興課
総務・誘客推進グループ
担当者：仲川、長尾
連絡先：ダイヤル 087-832-3361
087-831-1111（内線 3580）

「うどん県泊まってかがわ割」の再開及び 取扱いの一部変更について

県民の皆様を対象に県内宿泊料金を助成する「うどん県泊まってかがわ割」については、「感染拡大防止対策期」への移行に伴い、宿泊助成の対象期間をこれまでの「6月30日まで」から「7月20日まで」に延長します。
ただし、7月11日までは、4名以下の旅行について助成を適用します。

1 取扱いの一部変更について

- ・令和3年6月21日（月）から令和3年7月20日（火）宿泊分（7月21日（水）チェックアウト分）までの宿泊料金について助成します。
- ・ただし、感染拡大防止対策期間中の7月11日（日）までは、4名以下の旅行に限定します。
※同居家族のみの場合は、人数制限の対象とせず助成します。
- ・今後の感染拡大の状況によって、助成の適用を停止する場合があります。

2 問合せ先

【うどん県泊まってかがわ割事務局】

電話番号：087-823-5011

住所：〒760-0028 高松市鍛冶屋町7-6（JTB高松ビル4階）

営業時間：平日10:00～17:00（土日祝は休み）

公式HP：<https://www.kagawa-wari.com/>



学校における対応について

学校における感染拡大防止の徹底等を図るため、「感染拡大防止対策期」（6月21日～7月11日）の間、下記のとおり対応する旨を県立学校長に通知するとともに、市町教育委員会にも送付する。

記

1 感染症対策について

- 健康観察を徹底し、配慮が必要な児童生徒に対し、適切に対応すること。
- 感染の判明や濃厚接触者への特定により、長期間にわたり、出席停止となる児童生徒やその保護者に対し、学習支援や学校復帰に向けてのサポートを行うこと。

2 部活動について

(1) 実施の可否について

	区分	実施の可否
ア	自校のみの練習	○
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	
ウ	県内大会等への参加	
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連等が主催する大会等への参加	×
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	

(2) 留意点

- ・顧問による活動開始前の健康観察を徹底し、少しでも体調に不安のある生徒については、部活動に参加させないことを徹底すること。
- ・マスクの着用については、熱中症等健康被害の防止のため、最大限の注意喚起を行うこと。
- ・部活動ガイドラインを遵守し、より短時間で効果的な活動とすること。
- ・部活動については、部活動顧問のみで実施を決定するのではなく、校長が実施計画等を十分に確認した上で判断し、決定すること。
- ・参加については、本人及び保護者の意思を確認するとともに、それを尊重すること。また、活動の参加の意思を確認する場合は、一般的に不参加を表明しにくいことを踏まえ、意思表示がしやすい雰囲気づくりに努めること。
- ・主催団体が示す感染予防対策ガイドラインや本県が示している通知を踏まえ、感染予防を徹底した上で参加すること。
- ・全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連等が主催する大会等への参加に伴い、生徒及び教職員が県外で活動した場合及び県外からのチーム等と活動した場合は、帰県後または活動終了後、14日間は行動記録をとること。
- ・感染のリスクが高い活動については、慎重に検討を行うとともに、実施する場合には、感染症対策を徹底すること。

3 マスクの着脱について

- 運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。
- 気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。
- 発達段階等により、児童生徒自身でマスクの着脱の判断が難しい場合は、教職員が積極的に声をかけること。

新型コロナウイルス うつらない、うつさない 気をつけていただきたいこと

飛沫をとばさない

会食時にも、食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスクをするなどの工夫が有効です。

マスクの着用を！ 大声で会話しない！

接触感染にも注意を

ウイルスがついた場所に触れた手で、口や鼻などを触ると感染リスクが高まります。

手洗い・消毒を こまめに！

マイクロ飛沫が浮遊

換気が悪い環境では、小さくなった飛沫が長時間空気中を漂います。

適切な換気を！

大人数や長時間の飲食時などには忘れがちになります。

ご協力をお願いします。

人との接触を8割減らす、10のポイント

別添4

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園はすいた時間、
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は遠隔診療

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

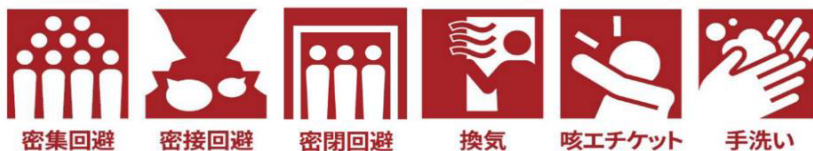
- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク**を着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） □身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）**
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

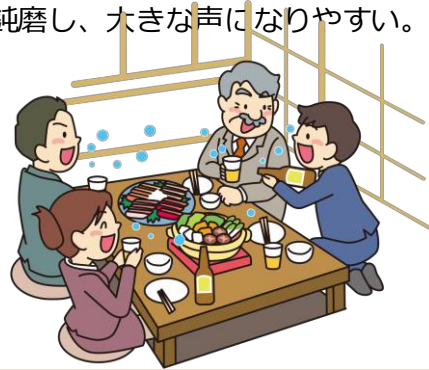
- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

感染リスクが高まる「5つの場面」

別添6

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

<利用者>

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
 - ②なるべく普段一緒にいる人と、
 - ③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回さず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに。（正面や真横はなるべく避ける）
（食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。）
- ・会話する時はなるべくマスク着用。（フェイスシールド・マウスシールド※¹はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※²。）
 - ※¹ フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
 - ※² 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン★を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

<お店>

- ・お店はガイドライン★の遵守を。
（例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。）
- ・利用者に上記の留意事項の遵守や、
接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。

【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】

- ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。

今後における適切な感染防止対策

目 的	具 体 的 な 取 組 例
発熱者等の施設への 入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗・施設等利用者の入場制限や一方通行の誘導など行列を作らないための工夫や行列位置の指定を行うなどして列間隔の確保(約2m間隔の確保)、施設内の十分な間隔の確保 ・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の 防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者の入店時等におけるマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする ・複数の人の手が触れる扉や共用部など、店舗・事務所内の定期的な消毒 ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は適切に洗浄・消毒 ・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染を防止

新型コロナウイルス うつらない、うつさない

飲食事業者の皆様へ

別添 8

店舗等での感染防止策の確実な実践

◎ 業種別ガイドライン等の徹底を！

- ・ 対人距離の確保（斜め向かいに座るなど）
- ・ パーティションの活用
- ・ 会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用
- ・ 適切な換気

ご協力をお願いします。

催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

令和2年 9月15日
 令和2年11月17日改正
 令和3年 3月 1日改正
 令和3年 4月30日改正

催物開催の目安 下記の①人数上限及び②収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。（当面6月末まで）

① 人数上限の目安

適切な感染防止対策に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件（「催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について」[別添 11](#)）が担保されている場合

5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方

（つまり収容定員が1万人以下の会場は5,000人、1万人超の会場は収容定員の50%が上限となる）

開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合は、中止も含めて慎重に検討すること

② 収容率の目安

		参加者が大声での歓声、声援等を発し、または歌唱すること等がない催物（※1）	参加者が大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱すること等が想定されるもの催物
参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保（※2）ができる催物		収容定員までの参加人数	原則として収容定員の50%までの参加人数 異なるグループ間又は個人間では座席を一つ空けることとしつつ、同一グループ内（5名以内）では座席等の間隔を設ける必要はない（参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる）。
参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物	収容定員が設定されている場合	収容定員までの参加人数	収容定員の50%までの参加人数
	収容定員が設定されていない場合	密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けること	十分な人と人との間隔（1m）を空けること

※1）これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。

※2）マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（[別添 11](#)）の徹底が行われること。また、演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

催物の類型ごとの整理

イベントの性質	いずれも適切な感染防止対策を講じ、入退場や区域内の適切な行動確保ができるもの				全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの
座席等	参加者の位置が固定されているもの		参加者が自由に移動できるもの		
参加者の大声での歓声・声援の想定	参加者の大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	参加者の大声での歓声・声援等が想定されるもの	参加者の大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	参加者の大声での歓声・声援等が想定されるもの	
イベントの例 (詳細は次頁を参考にしたい)	・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踏、伝統芸能、芸能・演芸、講演・式典等 ・飲食を伴うが、発声がないもの(※1)	・ロック・ポップコンサート等 ・スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント等	展示会等	地域の祭り・行事等	花火大会、野外フェスティバル等
収容定員1万人以下	5,000人以内	5,000人以内かつ収容定員の50%以内(※2)	5,000人以内	5,000人以内かつ収容定員の50%以内	引き続き、中止を含めて慎重に検討すること(開催する場合には、入退場や区域内において、十分な人と人との間隔(1m)を設けるなど適切な行動を確保することとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に検討すること)(※3)
収容定員1万人超	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	
収容定員が設定されていない場合	—	—	密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けること	十分な人と人との間隔(1m)を空けること	
その他 (誘客施設等への適用)	映画館等	遊園地(絶叫系アトラクション)等	美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等	—	

※1) 飲食を伴うが、発声がない場合における感染防止策

具体的な条件（感染防止策）	
食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に食事時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めると ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
発声が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m³/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること（野外的場合は確認を要しない）
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

※2) 異なるグループ間又は個人間では座席を一つ空けることとしつつ、同一グループ内（5名以内）では座席等の間隔を設ける必要はない（参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる）。

※3) 「十分な人と人との間隔（1m）」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能となる場合の感染防止策

具体的な条件（感染防止策）	
身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場
飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛
大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの
催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

(参考) 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、バスケットボール 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用	

(注)・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。

- ・食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」には該当しないものとして取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうる催物について、**別添10**の※1)が全て担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができることとする。

催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

令和2年 7月10日
令和2年 8月21日改正
令和2年 9月15日改正
令和2年11月17日改正

香川県新型コロナウイルス対策本部

催物（イベント等）の開催については、別紙「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」のほか、開催の検討にあたって、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者は、感染防止の観点から下記の点に留意してください。

また、イベントへの参加者は、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者からの下記の点に係る協力依頼等について、御協力をお願いします。

記

- ・ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ（COCOA）をインストールすることを促すこと。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。あわせて、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」の導入を検討し、イベント参加者に対しシステムの利用を促すこと。
- ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。
- ・ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底すること。休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染を防止すること。入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施すること。
- ・ 演者、選手等と観客がイベント前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。有症状者は出演・練習を控えること。

- ・イベントを開催する前後には、公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起するとともに、可能な限り予約システム等の活用により分散利用を促進すること。
- ・イベント等におけるクラスターの発生があった場合、主催者は、感染防止対策の徹底、イベント等の無観客化、中止又は延期等の協力に応じること。
- ・その他、施設内のこまめな消毒や換気など、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。
- ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保するほか、演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2 m確保するとともに、混雑時の身体的距離を確保した誘導や密にならない程度の間隔を確保すること。
- ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組みを行う旨、HP等で公表すること。
- ・全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるような大規模イベントの開催を予定する場合には、県（問い合わせ先は下表のとおり）に事前相談をすること。

イベント等種別	問い合わせ先	電話番号
コンサート等	香川県 文化芸術局 文化振興課	087-832-3784
展示会等	香川県 商工労働部 経営支援課	087-832-3339
プロスポーツ等	香川県 交流推進部 交流推進課	087-832-3055
その他	香川県 政策部 政策課	087-832-3126

事前相談シート

相談日 令和 年 月 日 ()

イベント主催者 団体名
代表者名
住所
連絡先
担当者名

1 イベント内容

イベント名	
イベント概要	参加者の歓声・声援等の想定（どちらかに○） 有 ・ 無
イベント実施施設 (どちらかに○) 屋内・屋外	施設名 収容定員 名 座席等（どちらかに○） 参加者の位置が固定されている・参加者が自由に移動できる 所在地 連絡先
イベント実施日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 ~ 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
参加人数見込	人程度
参加地域見込	(全国、関東圏、関西圏、中四国、四国、県内のみ等)

2 イベント開催にあたっての対応

留意事項	実施するものに○
○ 「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」で示されている人数上限・収容人数の範囲である。	
○ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにする。	
○ 上記の際の払い戻し措置等を規定している。	
○ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ（COCOA）をインストールすることを促す。	
○ イベント参加者の連絡先等の把握を行う。	
○ LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」の導入を検討し、イベント参加者に対しシステムの利用を促す。	
○ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促す。マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。	
○ 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。	
○ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底する。休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染を防止すること。入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施する。	
○ 演者、選手等と観客がイベント前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。有症状者は出演・練習を控える。	
○ イベントを開催する前後には、公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起するとともに、可能な限り予約システム等の活用により分散利用を促進する。	
○ イベント等におけるクラスターの発生があった場合、主催者は、感染防止対策の徹底、イベント等の無観客化、中止又は延期等の協力に応じる。	
○ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保するほか、演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保するとともに、混雑時の身体的距離を確保した誘導や密にならない程度の間隔を確保する。	
○ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組みを行う旨、HP等で公表する。	
○ その他、施設内のこまめな消毒や換気など、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。	

※ 開催チラシ等、参考になるものがあれば、あわせてお示しください。

(映画館等で、飲食を伴うが、発声がない場合における感染防止策)

留意事項		実施するものに○
食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る 	
発声が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底 	
十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m³/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること（野外的場合は確認を要しない） 	
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等 	
食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること 	

(花火大会・野外フェスティバル等で、「十分な人と人との間隔（1m）」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能となる場合の感染防止策)

留意事項		実施するものに○
身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保 	
密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場 	
飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 	
大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの 	
催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進 	
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等 	

香川県の現状

【6/1～感染拡大防止集中対策期】

直近 1 週間の 累積新規感染者数	先週 1 週間の 累積新規感染者数
20人	35人

6月 累積新規感染者数 (6月17日現在)	5月 累積新規感染者数
70人	730人

指 標	6月17日現在
① 直近 1 週間の累積新規感染者数 (対人口 10 万人)	10万人当たり 2.1人 <直近 1 週間 (6/11～6/17) 20人 >
② 感染経路不明者数 の割合	60.0% <①の 20人 のうち感染経路不明は 12人 >
③ 直近 1 週間と先週 1 週間の比較	0.6 <先週 1 週間 6/4～6/10) 35人 >
④医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	17.0% <入院患者 39人 / 病床230床>
// (入院医療：入院率)	78.0% <入院患者 39人 / 療養者数 50人 >
// (重症者用病床：確保病床の使用率)	10.7% <重症患者 3人 / 病床28床>
⑤ 療養者数 (対人口 10 万人)	10万人当たり 5.2人 < 50人 [入院 39人、宿泊療養等 11人] >
⑥ 直近 1 週間の P C R 陽性率	0.7% <陽性 20人 / 検査数 3054人 >

(参考) 国分科会提言 (R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1 週間 10 万人当たり 15人以上	1 週間 10 万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

感染拡大防止 対策期

(6月21日～7月11日)

高い意識を持って、感染防止対策の徹底を！